

広島県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町三成字万燈山一二二の二、一一五から一一七まで、一一八の二、一一九の二、一二〇の四、一二〇の五、一二二の三、一二三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため